

BTMU CHINA WEEKLY



■ WEEKLY DIGEST

【経済】

➢ 3月のCPI 前年同月比+1.4% 前月から横ばい

【産業】

➢ 3月の自動車販売 前年同月比+3.3% 2ヶ月ぶりに200万台回復

【金融・為替】

➢ 2014年末の中国対外債務残高 前年比+2.5%

■ 人民元レビュー

➢ 来週は利下げ後初めての経済指標に注目

■ EXPERT VIEW

➢ 使用済み設備の譲渡と増値税課税



本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆3月のCPI 前年同月比+1.4% 前月から横ばい

国家統計局の10日の発表によると、3月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比+1.4%と、上昇幅は前月から横ばい、前月比では▲0.5%と4ヶ月ぶりに下落した。

品目別で見ると、食品が前年同月比+2.3%、非食品が同+0.9%。食品のうち、油脂は同▲5.0%と下落幅が大きかったものの、果物は同+6.7%、卵は同+5.6%、肉類は同+3.2%と上昇した。

同局は、春節後に一部生鮮食品の需要が減少したこと、気温の上昇により野菜の供給が潤沢であったこと、旅行者減少により観光価格が下落したこと等が前月比の下落要因としている。

一方、3月の工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年同月比▲4.6%と、下落幅は2月と比べ0.2ポイント縮小しており、2014年7月以来8ヶ月ぶりの縮小となった。

【産業】

◆3月の自動車販売 前年同月比+3.3% 2ヶ月ぶりに200万台回復

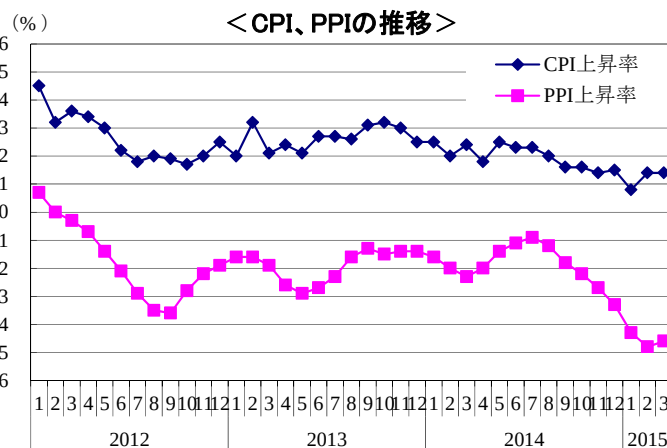
中国自動車工業協会の9日の発表によると、3月の自動車販売は前年同月比+3.3%の224.1万台で、前月比では+40.6%と大幅な伸びを見せ、2ヶ月ぶりに200万台を突破した。

車種別販売では、乗用車が187.0万台で、前年同月比+9.4%、前月比+33.9%だった。一方、商用車は37.0万台で、前月比では+88.3%と大幅に増加したものの、前年同月比では▲19.4%と落ち込んだ。

乗用車の車種別では、セダンが107.3万台で前年同月比▲1.4%(前月比+32.6%)、スポーツ用多目的車(SUV)は47.4万台で同+53.6%(前月比+43.3%)、ミニバン(MPV)は19.9万台で同+23.0%(前月比+26.2%)、クロスオーバー車(CUV)は12.4万台で同▲17.7%(前月比+25.4%)と、SUVの伸びが顕著だった。

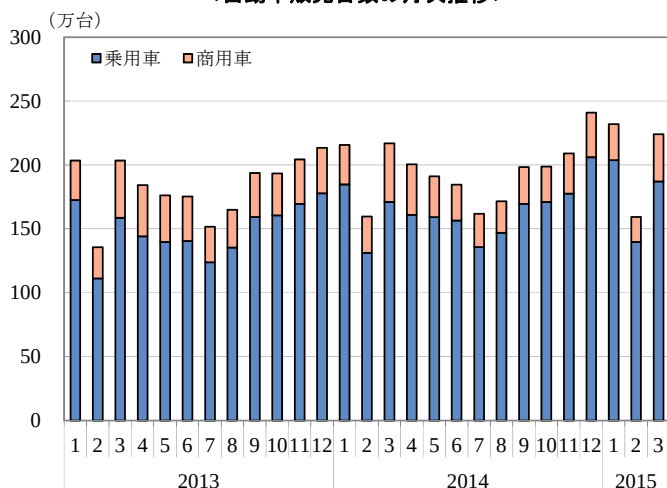
乗用車の国別販売シェアは、中資系が43.8%(前月:43.3%)、独系17.8%(前月:21.8%)、日系14.0%(前月:10.6%)、米国系11.8%(前月:12.5%)、韓国系8.7%(前月:8.5%)、仏系3.6%(前月:3.2%)と、中資系、日系、韓国系、仏系がシェアを伸ばしたのに対し、独系、米国系は縮小した。

なお、1-3月累計の自動車販売は、前年同期比+3.9%の615.3万台と、伸び率は前年同期比で5.3ポイント低下した。



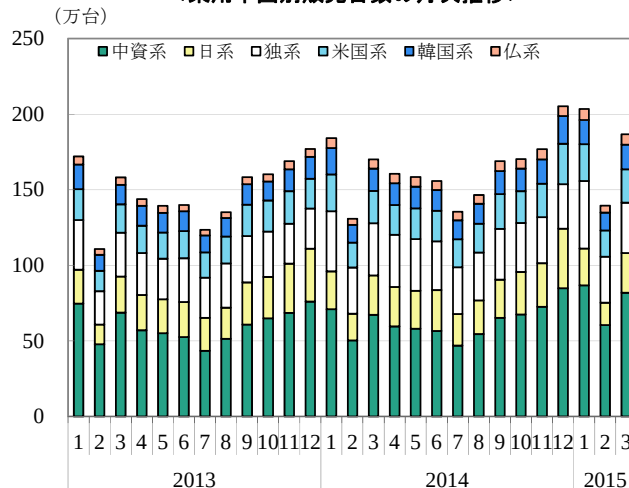
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

＜自動車販売台数の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

＜乗用車国別販売台数の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

CHINA WEEKLY

【金融・為替】

◆2014 年末の中国対外債務残高 前年比+2.5%

国家外貨管理局の 4 月 7 日の発表によると、2014 年末の中国の対外債務残高は前年比 +2.5%^(注1)の 8,955 億米ドルとなった。今回から、対外債務統計の透明性向上を図るべく、国際通貨基金(IMF)の特別データ公表基準(SDDS)を採用するとともに、SDR(特別引出権)を新たにデータに組み入れた。

期間別では、短期外債が同+0.4%^(注1)の 6,211 億米ドルで全体の 69%を占め、中長期外債が前年比+7.5%^(注1)の 2,744 億米ドルで全体の 31%を占めた。また、短期外債の 71%は実需を伴う貿易信用だった。

部門別では、広義の政府が 552 億米ドル(構成比 6%)、中央銀行が 101 億米ドル(同 1%)^(注2)、銀行が 3,018 億米ドル(同 34%)、直接投資が 913 億米ドル(同 10%)、その他部門が 4,371 億米ドル(同 49%)となった。

通貨別では、米ドル建が最も多く全体の 80%を占め、その他、ユーロ建てが 6%、日本円建てが 4%、SDR 及びその他通貨建てが 10%となった。

同局は、2014 年末の対外債務残高の対 GDP 比率は 8.6%、同残高の対財・サービス貿易収入比率は 35.2%、2014 年の対外債務返済額の対財・サービス貿易収入比率は 1.9%、2014 年末の短期外債残高の対外貨準備高比率は 17.8%と、それぞれ国際的に安全基準とされる 20%、100%、20%、100%を大幅に下回っており、対外債務のリスクはコントロール可能な範囲内にあるとの見方を示した。

(注1):伸び率は人民元建て残高ベースの数字。

(注2):101 億米ドルは全て SDR。

<2014年中国対外債務残高の内訳>

項目		金額 (億米ドル)	構成比 (%)
対外債務残高		8,955	100
期間別	短期	6,211	69
	中長期	2,744	31
部門別	広義の政府	552	6
	中央銀行	101	1
	銀行	3,018	34
	直接投資:親子間・対関連会社債務	913	10
	その他	4,371	49
通貨別	米ドル	-	80
	ユーロ	-	6
	日本円	-	4
	SDR・その他	-	10

(出所)国家外貨管理局の公表データを基に作成

人民元レビュー

◆来週は利下げ後初めての経済指標に注目

今週の人民元は休場明けとなる 7 日に 6.18 台後半で寄り付いた。対ドル基準値は 7 日に約 7 週間ぶり元高水準となる 6.1305 へ設定された後、徐々に元安方向へ推移。実勢相場も 6.21 台前半へじり安に推移した。

また、10 日に発表された 3 月の消費者物価指数は 2 月からほぼ横ばいの前年比+1.4%となった。内訳をみると食品価格が前年比+2.3%と前月(同+2.4%)から小幅に低下したほか、前月低下に歯止めがかかった食品・エネルギーを除く物価指数も前年比+1.5%と 2 月の同+1.6%から再低下するなど、全般的に上昇の鈍化が見られた。

来週は鉱工業生産や小売売上高など 3 月の経済指標が相次いで発表される。1、2 月の経済指標は春節による統計の歪みが出ることから、来週発表される経済指標は中国の景気動向を判断する上で注目だ。特に、社会融資総量は利下げ実施後初めての銀行貸出データの発表となる。そもそも 3 月は季節要因により 2 月と比べて増加することが多いが、利下げ効果が見られなかった場合には早期の追加利下げも視野に入ってくると見られ、注意が必要だ。

対ドル基準値は 6.13 台での落ち着いた推移となっており、中国人民銀行は人民元相場を安定させることを望んでいると見られる。来週の人民元も現水準を中心としたしつかり推移が続こう。

なお、米財務省が半期毎に公表している為替報告書において、人民元は依然として「著しく過小評価されている」との見方が示された。ただ、中国政府は為替介入を減らしているようだと指摘しており、中国政府の取り組みに一定の理解を示した格好となっている。人民元相場への影響は限定的となろう。

(4 月 10 日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

CHINA WEEKLY

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2015.04.07	6.1894	6.1894~ 6.1985	6.1983	0.0033	5.1688	-0.0047	0.79936	0.0005	6.7386	0.0025	3.3400	4152.09	102.22
2015.04.08	6.1985	6.1985~ 6.2065	6.2032	0.0049	5.1695	0.0007	0.80024	0.0009	6.7338	-0.0048	3.2000	4188.39	36.30
2015.04.09	6.2020	6.2020~ 6.2065	6.2060	0.0028	5.1581	-0.0114	0.80084	0.0006	6.6666	-0.0672	3.0000	4149.42	-38.97
2015.04.10	6.2125	6.2072~ 6.2133	6.2080	0.0020	5.1590	0.0009	0.80129	0.0004	6.5977	-0.0689	2.9100	4228.55	79.13

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

使用済み設備の譲渡と増値税課税

中国の現地法人においては、これが生産する製品が市場に適合するよう、不断に設備の更新や交換がなされます。更に生産品目を根本的に見直す事業の再編も実施される場合があります。こうした場合には、従前使用してきた生産設備等を第三者に売却する取引が生じます。いわゆる中古設備の売買取引も中国法により禁止、制限されるものではないので、通常の売買規範が適用されるのが原則なのですが、当該取引にかかわる課税処理も適正に行う必要があります。とりわけ、生産品目を根本的に見直す事業の再編取引においては、実務的には、タックスプランニングを適切に行っていくことが極めて重要です。本稿では、中古設備の売買取引にかかわる増値税の課税関係について検討します。

Q: 当社(A社)は、中国に設立した中外合弁会社B社について、これまで生産してきたローエンド製品からハイエンド製品に生産品目を転換し、従前生産していたローエンド製品については、B社の生産設備を中国側C社に売却した上でC社がこれを生産・販売し、B社もC社に製造委託生産の方式によりローエンド製品の供給をC社から受け、従前どおりこの製品も顧客に販売していく方針です。C社とは既に上記の生産品目転換について合意をしています。

上記生産品目転換に伴いB社が現在使用している生産設備のほとんどを簿価をもってC社に売却するのですが、この場合には、どのような税が課税されるのでしょうか？なお、譲渡対象設備については、中国国産設備及び輸入設備とも、税優遇措置の適用を受けていないため、増値税や関税は納付済みです。

A: 本ケースにおいてB社の使用済み生産設備については、その購入時期が2008年12月31日以前かその後かにより、増値税課税は、次のように異なります。

① 2008年12月31日以前に購入した使用済み生産設備

当該生産設備の売却価格/1.04×2%

② 2009年1月1日以後に購入した使用済み生産設備

当該設備の売却価格×17%

ただし、2009年1月1日以後に購入した生産設備について購入時に負担した増値税額は当該生産設備の取得原価を構成せず、従って、B社の生産設備の簿価を構成せず、他方で、2008年12月31日以前に購入した生産設備について購入時に負担した増値税額は当該生産設備の取得原価を構成し、従って、B社の生産設備の簿価を構成しています。また、2009年1月1日以後に購入した使用済み生産設備の売却時に課される増値税は、その税負担者はC社でありB社はこれを仮受けする(売上増値税額を構成し、仕入税額を控除した後にB社が納税することになるのに対して、2008年12月31日以前に購入した使用済み生産設備の売却時に課される増値税は税負担者及び納税義務者ともB社となる点に留意を要します。

1. 増値税暫定施行条例の改正・施行

(1) 改正された「増値税暫定施行条例」及び「増値税暫定施行条例実施細則」は2009年1月1日から施行されました。この改正により、増値税一般納税者が購入(寄贈されたもの、現物出資したものを含みます。)し、又は自ら製造(改築・増築、据付を含みます。)した固定資産から生じた仕入税額も、増値税専用インボイス、税関の輸入増値税専用納付書及び運送費用決算伝票等の増値税税額控除証憑をもって売上税額から控除することができるようになりました。即ち、生産設備は、上記の「増値税暫定施行条例」の改正前は、購入時に増値税負担が生ずるものの、この増値税額を生産事業者の売上増値税額か

CHINA WEEKLY

ら控除することができなかったものが、改正後は売上増値税額から控除することができることになり、生産事業者としては、生産設備購入にかかわる増値税の負担は、最終的には0とすることができるようになりました。

- (2) 現行の「増値税暫定施行条例」では、生産事業者が購入する自己使用生産設備については、これが新品であれ、中古であれ、上記のとおり購入時に負担する増値税額は売上増値税額から控除することができるので、その税負担は0となり、中古の生産設備について増値税額やその処理方法に税法の観点から特別な配慮をする意義が乏しくなります。
- (3) 他方で、改正前に生産設備購入時に負担した増値税額は、売上税額からの控除が認められず税額が仕入原価を構成することになるため、中古生産設備を売却する際に通常の増値税を課した場合には、同一物の取引について控除できない増値税を重複課税する結果となってしまう多段階型付加価値税としての増値税の根本的な性質に反する結果となりますし、また、中古生産設備の効率的な移転・配置を阻害する可能性も生じます。このことから、2008年12月31日以前に購入し、又は自ら製造した自己使用固定資産について、一般納税者（なお、増値税控除拡大テスト範囲に属しないことが前提です。）が自己使用固定資産として売却する場合には、4%の課税率により販売額を計算して、これに半減税率（2%）により増値税が課税されることとなります（財税〔2014〕47号、財税〔2008〕170号）。また、この取引については、増値税専用インボイスを発行せずに処理すること、即ち、いわゆる税込価格で課税取引が認識されることとなります。具体的には、中古生産設備の税込取引価格が100である場合には、売主が納付すべき増値税額は、次のように計算されます。

$$\text{販売額} = \text{税込取引価格} / 1 + 4\% = 100 / 1.04 = 96.1538$$

$$\text{増値税納税額} = \text{販売額} \times 2\% = 96.1538 \times 0.02 = 1.9230$$

2. 企業全部の財産権譲渡の場合の増値税非課税措置

本ケースでは、ローエンド製品の生産設備のほとんどがB社からC社に譲渡されるようです。「企業の全ての財産権の譲渡」については、生産設備を含む物品の譲渡について増値税は非課税とされています。しかし、「企業の全ての財産権の譲渡」は、合併、会社分割、売却、置換え等の方式により、「全部又は一部の実物資産並びに債権、負債及び労働力が一緒に他の事業体等に譲渡される」場合をいうと解釈されています（国家税務総局2011年第13号公告）。

3. 本ケースにおける考察

- (1) 本ケースにおけるB社の生産品目転換が実際にどのように実施されるのか詳細が分からないのですが、B社は、生産品目転換後もC社にローエンド製品の生産を委託し、従前どおり顧客にこの製品の販売を継続することが予定されているようです。おそらく、B社の従業員や、ローエンド製品の生産・販売により既にB社に生じている債権や債務は、B社からC社に転籍したり、譲渡・引受けされたりするものではないものと推測されます。即ち、B社のローエンド製品の生産販売に係る「事業」の全体又は一部が譲渡されるということではなく、あくまでB社の使用済み生産設備が「設備」としてC社に譲渡される取引と考えることができそうです。この場合には、中古（自身が使用した）固定資産（生産設備）の売却について増値税が課税されます。
- (2) B社の使用済み生産設備については、その購入時期が2008年12月31日以前かその後かにより、増値税課税は、次のように異なることとなります。
 - ① 2008年12月31日以前に購入した使用済み生産設備
当該生産設備の売却価格 / 1.04 × 2%
 - ② 2009年1月1日以後に購入した使用済み生産設備
当該設備の売却価格 × 17%
- (3) ただし、2009年1月1日以後に購入した生産設備について購入時に負担した増値税額はいわゆる仮払

CHINA WEEKLY

増値税(仕入税額)となり当該生産設備の取得原価を構成せず、従って、B社の生産設備の簿価を構成しない税額となります。他方で、2008年12月31日以前に購入した生産設備について購入時に負担した増値税額は当該生産設備の取得原価を構成し、従って、B社の生産設備の簿価を構成しています。また、2009年1月1日以後に購入した使用済み生産設備の売却時に課される増値税は、その税負担者はC社でありB社はこれを仮受けする(売上増値税額を構成し、仕入税額を控除した後にB社が納税する)ことになるのに対して、2008年12月31日以前に購入した使用済み生産設備の売却時に課される増値税は税負担者及び納税義務者ともB社となります。この点でも、実際の増値税の負担に相違があります。

- (4) また、本ケースでは、B社は簿価をもって使用済み生産設備をC社に売却することを予定しています。増値税も、課税公正価額を前提に課税されるので、取引価格が明らかに低額で、そのことに合理的な理由がない場合には、課税評価を経た価額をもって課税される場合があります。しかし、適正簿価の取引においてはこのような課税評価が実施されることは基本的にはないと考えてよさそうです。本ケースでは、上記(2)及び(3)の区分に従い、B社が増値税を納税する必要があると考えます。

以上

露木・赤澤法律事務所

弁護士 赤澤 義文

外国法研究員 張 欣